

(様式第1)

条例・規則に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間表

設定年月日	令和2年2月6日	設定変更年月日	年 月 日	整理番号	港2
課・係名	河川港湾課 河川港湾係				
条例・規則名 根拠条項	鹿児島市港湾管理条例第8条				
許認可等の種類	使用料の減免				
処分権者	市長				
審査基準	別紙のとおり				
標準処理期間	20日				
軽油機関等 その他					

(別紙)

●使用料の減免

関係法令の定め	審査基準
<p>○鹿児島市港湾管理条例 (使用料)</p> <p>第7条 前条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第2に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、係留施設に係る使用者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 <u>市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> (使用料の不還付)</p> <p>第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すべき理由がないと市長が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>港湾施設の使用料の減免にあたっては、鹿児島市港湾管理条例(以下「条例」という。)等の関係法令及び次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 条例第8条の「市長が特別の理由があると認めたとき」とは、「港湾の施設及び用地に係る使用料の減免に関する取扱要領」の要件に該当することをいう。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者から、市長が指定する様式の申請書が提出されていること。</p>